

千葉県病院局規程第12号

千葉県病院局の職員の給与に関する規程（平成23年千葉県病院局規程第19号）及び千葉県病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程（令和2年千葉県病院局規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月14日

千葉県病院事業管理者 寺 井 勝

（千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部改正）

第1条 千葉県病院局の職員の給与に関する規程（平成23年千葉県病院局規程第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項本文中「調整数を乗じて得た額」の次に「（別表第6の2の職員の欄に掲げる職員にあっては、当該額に同表の加算額の欄に掲げる額を加えて得た額）とし、別表第6の3の職員の欄に掲げる職員にあっては、同表の調整額の欄に掲げる額とする。」を加え、「（育児短時間勤務職員等にあつては、）」を「ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、」に改め、「それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改め、同項ただし書を削る。

第12条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する職員の給料の調整額が調整前における給料月額 100 分の 25 を超えるときは、給料月額 100 分の 25 に相当する額（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第6の次に次の2表を加える。

別表第6の2

調整額加算額表

勤務箇所	職員	加算額
病院	(1) 心理療法士、保育士及び医療福祉	3,700

	業務に従事する職員(精神及び感染症病棟に勤務する職員)	
	(2) (1) 以外の保育士	3, 7 0 0
	(3) 理学療法士及び作業療法士	3, 7 0 0
	(4) 診療放射線技師及び診療エックス線技師	3, 7 0 0
	(5) 臨床検査技師、臨床工学技士及び衛生検査技師	3, 7 0 0
	(6) 視能訓練士	3, 7 0 0
	(7) 言語聴覚士	3, 7 0 0
	(8) 歯科衛生士	3, 7 0 0
	(9) 薬剤師	3, 7 0 0
	(10) 栄養士	3, 7 0 0
	(11) 看護師及び准看護師(精神及び感染症病棟に勤務する職員)	6, 3 0 0
	(12) (11) 以外の看護師、准看護師及び助産師	6, 3 0 0
	(13) 看護補助員及び看護補助業務を行う技能員(精神及び感染症病棟に勤務する職員)	3, 7 0 0
	(14) (13) 以外の看護補助員及び看護補助業務を行う技能員	3, 7 0 0

別表第6の3

調整額表

勤務箇所	職員	調整額
病院	(1) 介護福祉士	3, 7 0 0
	(2) 社会福祉士	3, 7 0 0
	(3) 精神保健福祉士	3, 7 0 0

(千葉県病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程の一部改正)

第2条 千葉市病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程（令和2年千葉市病院局規程第10号）の一部を次のように改正する。
第8条に次の1項を加える。

2 別表第7の職員の欄に掲げる職員の給料の調整額は、同表の調整額の欄に掲げる額（1号職員にあっては、その額にその者の所定労働時間数を2号職員の1週平均の正規の勤務時間として管理者が定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第20条中「別表第7」を「別表第8」に改める。

別表第7を別表第8とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7

調整額表

勤務箇所	職員	調整額
病院	(1) 救急救命士	3,700
	(2) 医師事務作業補助者	3,700
	(3) 医師事務作業補助者（リーダー）	3,700
	(4) 外来クラーク（リーダー）	3,700
	(5) 相談員	3,700
	(6) 事務補助員（ただし、医療サービスを患者に直接提供している者に限る。）	3,700

附 則

- この規程は、令和4年10月14日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の千葉市病院局の職員の給与に関する規程及び第2条の規定による改正後の千葉市病院局の会計年度任用職員の給与等の支給に関する規程は、令和4年10月1日から適用する。